

経営事項審査の手引き

令和6年度（第1版）

注意点等

- 1 審査方法について
原則、審査は遠隔で行います。
書類の提出は、原則郵送によりお願いします。
- 2 工事経歴書
R6年度実施の審査より、工事経歴書に記載の工事に係る確認書類について、業種ごとに請負金額の上位3件とします。（p12参照）
- 3 建設業の経理の状況の改正について
令和5年4月1日以降を審査基準日とする経営事項審査において、経理士等として加点対象となるには、試験に合格した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して5年以内、又は登録経理講習の修了した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して5年以内であることが必要です。
- 4 業種別技術職員コード表の改正について
令和5年7月1日以降を審査基準日とする経営事項審査において、業種別技術職員コード表が改正されました。
- 5 建設キャリアアップシステム（CCUS）について
令和5年8月14日以降を審査基準日とする経営事項審査において、建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置、いわゆる建設業キャリアアップシステム（CCUS）の実施状況に応じて加点対象となりました。
- 6 その他の審査項目（社会性等）（W点）から総合評価値（P点）への換算式の改訂について
令和5年8月14日以降を審査基準日とする経営事項審査において、W点の素点の増加に伴い、P点に占めるW点のウェイトを維持するため、Wの素点に乗ずる係数が改正されました。
- 7 電子申請について
和歌山県が実施する経営事項審査において電子申請を利用する手順は次のとおりです。
審査の申込（従来どおり）⇒事前提出（従来どおり）⇒電子申請システム（JCIP）を用いた申請⇒県証紙の提出⇒審査⇒（補正等の対応）⇒結果通知書の送付（従来どおり）

和歌山県 県土整備部
県土整備政策局 技術調査課

経営事項審査の手引き

令和5年度（第2版）

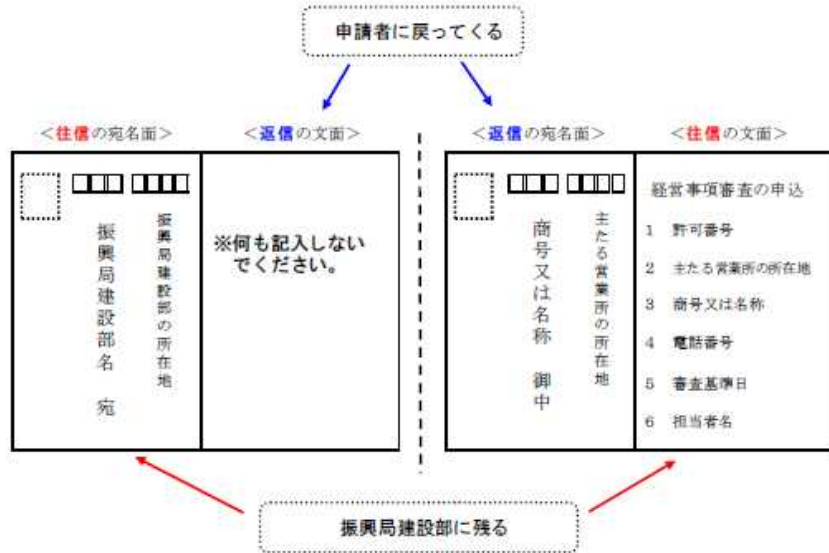
注意点等

- 1 審査方法について
原則、審査は遠隔で行います。
書類の提出は、原則郵送によりお願いします。
- 2 建設業の経理の状況の改正について
令和5年4月1日以降を審査基準日とする経営事項審査において、経理士等として加点対象となるには、審査基準日から遡って5年以内の試験合格又は登録経理講習の修了が必要となります。
- 3 様式の改正（令和5年1月1日施行）について
令和5年1月1日以降に申請する経営事項審査においては、改正後の経営規模等評価申請書・総合評価値請求書（様式第25号の14）の別紙3「その他の項目（社会性等）」を使用してください。改正前の様式では受付できません。
- 4 業種別技術職員コード表の改正について
令和5年7月1日以降を審査基準日とする経営事項審査において、業種別技術職員コード表が改正されます。
- 5 建設キャリアアップシステム（CCUS）について
令和5年8月14日以降を審査基準日とする経営事項審査において、建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置、いわゆる建設業キャリアアップシステム（CCUS）の実施状況に応じて加点対象となります。
- 6 その他の審査項目（社会性等）（W点）から総合評価値（P点）への換算式の改訂について
令和5年8月14日以降を審査基準日とする経営事項審査において、W点の素点の増加に伴い、P点に占めるW点のウェイトを維持するため、Wの素点に乗ずる係数を改正します。
- 7 電子申請について
和歌山県が実施する経営事項審査において電子申請を利用する手順は次のとおりです。
審査の申込（従来どおり）⇒事前提出（従来どおり）⇒電子申請システム（JCIP）を用いた申請⇒県証紙の提出⇒審査⇒（補正等の対応）⇒結果通知書の送付（従来どおり）

和歌山県 県土整備部
県土整備政策局 技術調査課

※ 往復はがき等の記入について

● 「往復はがき」の場合



● 「メール」の場合

宛 先：下記の送付先一覧の管轄する振興局建設部
 件 名：『 経営事項審査の申込 』
 本 文：上記はがきの1～6（往信の文面）を記載

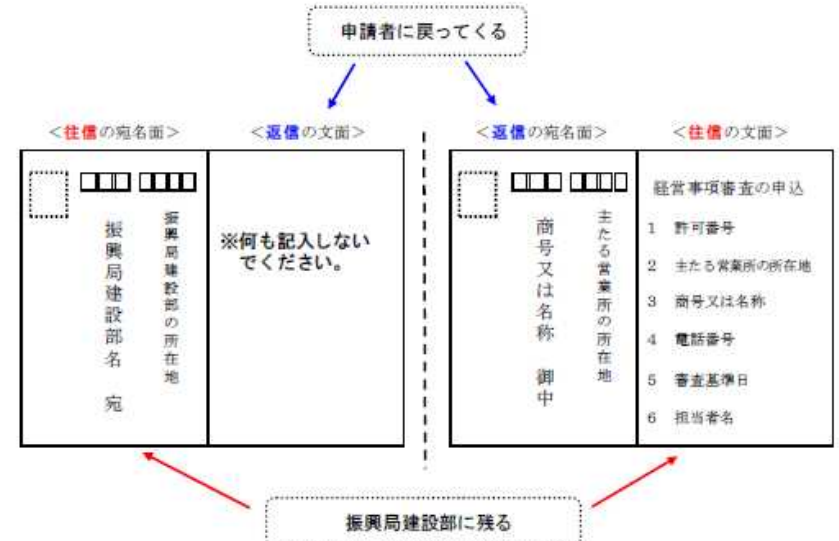
wakayama. の後の文字は、
 “1（いち）” ではありません！
 “L（エル）” アルファベットの
 小文字です。

送付先一覧

振興局建設部名	所在地	メールアドレス	電話番号
伊都振興局建設部	〒648-8541 橿本市市越4-5-8	e1303611@pref.wakayama.lg.jp	0736-33-4937
那賀振興局建設部	〒649-6223 岩出市高塚209	e1302611@pref.wakayama.lg.jp	0736-61-0028
海草振興局建設部	〒640-8312 和歌山市森小手穂227	e1301611@pref.wakayama.lg.jp	073-488-1705
# 海南工事事務所	〒642-0017 海南市南赤坂19	e1301711@pref.wakayama.lg.jp	073-483-4824
有田振興局建設部	〒643-0004 有田郡湯浅町湯浅2355-1	e1304611@pref.wakayama.lg.jp	0737-64-1267
日高振興局建設部	〒644-0011 御坊市湯川町射部651	e1305611@pref.wakayama.lg.jp	0738-24-2918
西牟婁振興局建設部	〒646-8580 田辺市朝日ヶ丘23-1	e1306612@pref.wakayama.lg.jp	0739-26-7960
東牟婁振興局中本建設部	〒649-3510 東牟婁郡中本町サンゾ台783-8	e1307611@pref.wakayama.lg.jp	0735-62-3869
東牟婁振興局新宮建設部	〒647-8551 新宮市緑ヶ丘2-4-8	e1307711@pref.wakayama.lg.jp	0735-21-9652

※ 往復はがき等の記入について

● 「往復はがき」の場合



● 「メール」の場合

宛 先：下記の送付先一覧の管轄する振興局建設部
 件 名：『 経営事項審査の申込 』
 本 文：上記はがきの1～6（往信の文面）を記載

wakayama. の後の文字は、
 “1（いち）” ではありません！
 “L（エル）” アルファベットの
 小文字です。

送付先一覧

振興局建設部名	所在地	メールアドレス	電話番号
伊都振興局建設部	〒648-8541 橿本市市越4-5-8	e1303611@pref.wakayama.lg.jp	0736-33-4937
那賀振興局建設部	〒649-6223 岩出市高塚209	e1302611@pref.wakayama.lg.jp	0736-61-0028
海草振興局建設部	〒640-8312 和歌山市森小手穂227	e1301611@pref.wakayama.lg.jp	073-488-1705
# 海南工事事務所	〒642-0017 海南市南赤坂19	e1301711@pref.wakayama.lg.jp	073-483-4824
有田振興局建設部	〒643-0004 有田郡湯浅町湯浅2355-1	e1304611@pref.wakayama.lg.jp	0737-64-1267
日高振興局建設部	〒644-0011 御坊市湯川町射部651	e1305611@pref.wakayama.lg.jp	0738-24-2918
西牟婁振興局建設部	〒646-8580 田辺市朝日ヶ丘23-1	e1306612@pref.wakayama.lg.jp	0739-26-7960
東牟婁振興局中本建設部	〒649-3510 東牟婁郡中本町サンゾ台783-8	e1307611@pref.wakayama.lg.jp	0735-62-0755
東牟婁振興局新宮建設部	〒647-8551 新宮市緑ヶ丘2-4-8	e1307711@pref.wakayama.lg.jp	0735-21-9652

(3) 知事許可業者の提示書類一覧

※原本が電子データの場合には、紙に打ち出してご提示ください。
 ※確認書類の事前提出は必要ありません。申請書のみ提出をお願いします。
 ※J C I Pによる申請の場合には、PDF化してJ C I Pにアップロードしてください。

審査項目	確認書類
(1) 経営規模等評価申請書 (表紙のみ事前提出)	①建設業許可申請書 ②建設業許可通知書 ③建設業許可の各種変更届 (振興局建設部の受付印のあるもの) ④前年の経営事項審査申請書の控え (県の受付印のあるもの)
(2) 工事種類別完成工事高	①建設業許可の決算変更届出書 ※完成工事高が2年平均時は2年分、3年平均時は3年分 ②消費税確定申告書及び添付書類(審査対象事業年度分) ※新規に申請する場合、完成工事高が2年平均の場合は前期分、3年平均の場合は前々期分も必要です。 ※税務署受付印のあるもの(※R7年度要検討) ※電子申告の場合は、電子申告データ及び受信通知を出力したもの ※免税業者は除く ③工事台帳、総勘定元帳など請負額の実在性が確認できるものを、上記①、②に加えて追加で求めることがあります
(3) 工事経歴書 (事前提出) ※ 工事経歴書は、消費税の課税業者は「税込」、免税業者は「税込」で作成してください。 ※ 新規で申請される際に、前年度以前の実績がある場合は、年度毎に工事経歴書を作成してください。(2年平均の場合は2年度分、3年平均の場合は3年度分)	①工事請負契約書(注文書及び請書) ※工事経歴書に記載が必要な工事の内、請負金額の上位3件分(元請・下請合わせて金額の大きい順) ※発注者、受注者、請負金額、工期、工事名が確認できる部分が必要です。ただし、変更契約を行っている場合には、変更ごとの請負金額を確認できる部分を追加してください。 ※工事経歴書に記載されている工事について契約書等がない場合は、工事の内容及び入金が確認できる書類(請求書、売上帳、通帳(写)、工事代金振込通知書等)(注1) ※JV工事の場合は、協定書等で出資比率が確認できる協定書等を追加で提出してください。 ※電子契約により工事請負契約を締結している場合は、①に加えて「原本性証明に関する資料」又は「入金確認書類」を求めることがあります。(注2) ②工事経歴書においてプレストレストコンクリート構造物工事、法面処理工事、鋼橋上部工事の施工実績がある場合は、当該工事に係る工事契約書及び仕様書等(工事経歴書に記載された請負金額の上位3件に該当する工事のみ) ③施工体制台帳等 申請内容に疑義がある場合、①及び②のほかにも、施工体制台帳やその他の書類を追加で求めることがあります。
(4) 社会性等	
雇用保険加入の有無	○審査基準日を含む年度分の「雇用保険料の領収書」及び「労働保険概算確定保険料申告書の控え」 ※口座振替制度を利用されている方は、上記申告書の控え及び厚生労働省から送付される「口座振替結果のお知らせ」を提示してください。
健康保険加入の有無 厚生年金保険加入の有無	○審査基準日を含む月分の「健康保険及び厚生年金保険の領収証書」又は「保険料納付済証明書」
建設業退職金共済組合加入の有無	○建設業退職金共済組合加入・履行証明書【原本提出】 (履行証明書の発行ができない場合は加算対象外)

(3) 知事許可業者の提示書類一覧

※原本が電子データの場合には、紙に打ち出してご提示ください。
 ※確認書類の事前提出は必要ありません。申請書のみ提出をお願いします。
 ※J C I Pによる申請の場合には、PDF化してJ C I Pにアップロードしてください。

審査項目	確認書類
(1) 経営規模等評価申請書 (表紙のみ事前提出)	①建設業許可申請書 ②建設業許可通知書 ③建設業許可の各種変更届 (振興局建設部の受付印のあるもの) ④前年の経営事項審査申請書の控え (県の受付印のあるもの)
(2) 工事種類別完成工事高	①建設業許可の決算変更届出書 ※完成工事高を2年平均時は2年分、3年平均時は3年分 ②消費税確定申告書及び添付書類(審査対象事業年度分) ※新規に申請する場合、完成工事高が2年平均の場合は前期分、3年平均の場合は前々期分も必要です。 ※税務署受付印のあるもの ※電子申告の場合は、電子申告データ及び受信通知を出力したもの ※免税業者は除く ③工事台帳、総勘定元帳など請負額の実在性が確認できるもの
(3) 工事経歴書 (事前提出) ※ 工事経歴書は、消費税の課税業者は「税込」、免税業者は「税込」で作成してください。	①工事請負契約書(注文書及び請書) ※発注者、受注者、請負金額、工期、工事名が確認できる部分。ただし、変更契約を行っている場合には、変更ごとの請負金額を確認できる部分を追加してください。 ※工事経歴書に記載されている工事について契約書等がない場合は、工事の内容及び入金が確認できる書類が必要で(請求書、売上帳、通帳(写)、工事代金振込通知書等)(注1) ②工事経歴書においてプレストレストコンクリート構造物工事、法面処理工事、鋼橋上部工事の施工実績がある場合は、当該工事に係る工事契約書及び仕様書等 ③施工体制台帳 ※発注者から直接請け負った民間工事で下請契約の総額4,500万円(建築一式工事は7,000万円)以上の工事 ※下請を使用する全ての公共工事
(4) 社会性等	
雇用保険加入の有無	○審査基準日を含む年度分の「雇用保険料の領収書」及び「労働保険概算確定保険料申告書の控え」 ※口座振替制度を利用されている方は、上記申告書の控え及び厚生労働省から送付される「口座振替結果のお知らせ」を提示してください。
健康保険加入の有無 厚生年金保険加入の有無	○審査基準日を含む月分の「健康保険及び厚生年金保険の領収証書」又は「保険料納付済証明書」
建設業退職金共済組合加入の有無	○共済手帳受払簿及び、共済証紙受払簿
退職一時金制度若しくは企業年金制度導入の有無	(1)退職一時金制度導入の場合(下記のいずれか) ○中小企業退職金共済制度への「加入を証明する書面」 ○特定退職金共済団体制度への「加入を証明する書面」 ○労働基準監督署の受付印のある「就業規則」又は労働協約

退職一時金制度若しくは企業年金制度導入の有無	<p>(1)退職一時金制度導入の場合（下記のいずれか）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○中小企業退職金共済制度への「加入を証明する書面」 ○特定退職金共済団体制度への「加入を証明する書面」 ○労働基準監督署の受付印のある「就業規則」又は「労働協約」 <p>(2)企業年金制度導入の場合（下記のいずれか）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○厚生年金基金への「加入を証明する書面」もしくは審査基準日を含む月の「厚生年金基金領収書」 ○「適格退職年金契約書」、「確定拠出年金(企業型)契約書」、「確定給付金型企業年金契約書」、「規約型年金契約書」
法定外労働災害補償制度加入の有無	<p>○(公財)建設業福祉共済団、(一社)全国建設業労災互助会、(一社)全国労働保険事務組合連合会若しくは全日本火災共済協同組合連合会等の中小企業等協同組合法に基づき共済事業を営む者の労働災害補償制度の「加入を証明する書面」又は保険会社の「保険証券」</p> <p>ただし、</p> <ul style="list-style-type: none"> ①業務災害と通勤災害のいずれも対象としていること ②死亡及び障害等級第1級から第7級までを対象としていること ③下請負人の直接の使用関係にある職員をも対象としていることが確認できるものに限る。 <p>○政府の労働災害補償保険「領収書等」（準記名式の場合のみ）</p>
若年技術職員の継続的な育成及び確保	<p>※(5)の「技術職員名簿」にて確認します。</p>
新規若年技術職員の育成及び確保	<p>※(5)の「技術職員名簿」にて確認します。</p>
C P D単位取得数	<p>CPD 単位取得を確認するための書類（証明期間が審査基準日から遡って1年間のもの）</p> <p>※ CPD 単位取得数及び技術レベル向上者数の両方に0を記入した場合には提出不要です。</p> <p>◇ 別記様式第4号「CPD 単位を取得した技術者名簿」【提出】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>◎ 別記様式第4号「CPD 単位を取得した技術者名簿」の記載方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 記載する者 審査基準日前6か月を超えて恒常的雇用をしていて(5)の技術職員名簿に記載していない者のうち次の要件のいずれかに該当する者をCPD 単位取得の有無に関わらず全て記載してください。（雇用している職員の常勤性が認められる賃金は、月額80,000円以上です。ただし、個人事業主の親族（同一生計等）で、所得税確定申告書の「事業専従者」欄に記載のある方はこの限りではありません。なお、労働関係法令の規定に違反している場合、技術職員としての評価の対象外となります。） (ア) 営業所の専任技術者になれる者 (イ) 1級又は2級の第一次検定に合格した者 ○ CPD 単位 審査基準日から遡って1年間で取得した数値を、CPD 認定団体ごとに後述のCPD 認定団体一覧表に記載している数値で割り、30をかけた数値を記載してください（小数点以下切り捨て）。30を超える場合は「30」と記載してください。 </div> <p>◇ 別記様式第4号に記載した者のうち、CPD 単位を取得している者について、CPD 認定団体が発行した単位取得を証する書面等の写し及び(5)技術職員名簿④に記載の常勤確認書類</p>

	<p>(2)企業年金制度導入の場合（下記のいずれか）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○厚生年金基金への「加入を証明する書面」もしくは審査基準日を含む月の「厚生年金基金領収書」 ○「適格退職年金契約書」、「確定拠出年金(企業型)契約書」、「確定給付金型企業年金契約書」、「規約型年金契約書」
法定外労働災害補償制度加入の有無	<p>○(公財)建設業福祉共済団、(一社)全国建設業労災互助会、(一社)全国労働保険事務組合連合会若しくは全日本火災共済協同組合連合会等の中小企業等協同組合法に基づき共済事業を営む者の労働災害補償制度の「加入を証明する書面」又は保険会社の「保険証券」</p> <p>ただし、</p> <ul style="list-style-type: none"> ①業務災害と通勤災害のいずれも対象としていること ②死亡及び障害等級第1級から第7級までを対象としていること ③下請負人の直接の使用関係にある職員をも対象としていることが確認できるものに限る。 <p>○政府の労働災害補償保険「領収書等」（準記名式の場合のみ）</p>
若年技術職員の継続的な育成及び確保	<p>※(5)の「技術職員名簿」にて確認します。</p>
新規若年技術職員の育成及び確保	<p>※(5)の「技術職員名簿」にて確認します。</p>
C P D単位取得数	<p>CPD 単位取得を確認するための書類（証明期間が審査基準日から遡って1年間のもの）</p> <p>※ CPD 単位取得数及び技術レベル向上者数の両方に0を記入した場合には提出不要です。</p> <p>◇ 別記様式第4号「CPD 単位を取得した技術者名簿」【提出】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>◎ 別記様式第4号「CPD 単位を取得した技術者名簿」の記載方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 記載する者 審査基準日前6か月を超えて恒常的雇用をしていて(5)の技術職員名簿に記載していない者のうち次の要件のいずれかに該当する者をCPD 単位取得の有無に関わらず全て記載してください。（雇用している職員の常勤性が認められる賃金は、月額80,000円以上です。ただし、個人事業主の親族（同一生計等）で、所得税確定申告書の「事業専従者」欄に記載のある方はこの限りではありません。なお、労働関係法令の規定に違反している場合、技術職員としての評価の対象外となります。） (ア) 営業所の専任技術者になれる者 (イ) 1級又は2級の第一次検定に合格した者 ○ CPD 単位 審査基準日から遡って1年間で取得した数値を、CPD 認定団体ごとに後述のCPD 認定団体一覧表に記載している数値で割り、30をかけた数値を記載してください（小数点以下切り捨て）。 </div> <p>◇ 別記様式第4号に記載した者のうち、CPD 単位を取得している者について、CPD 認定団体が発行した単位取得を証する書面等の写し及び(5)技術職員名簿④に記載の常勤確認書類</p>

監査の受審状況	<p>○会計監査人設置の場合 有価証券報告書又は監査証明書【提出】</p> <p>○会計参与設置の場合 会計参与報告書【提出】</p> <p>○経理処理の適正を確認した書類の提出の場合 自社の常勤している従業員のうち、公認会計士であって公認会計士法第28条の規定による研修を受講した者、税理士であって所属税理士会が認定する研修を受講した者又は1級登録経理士試験に合格した者で下記②-3の要件を満たす者が作成した経理処理の適正を確認した旨の書類及び確認項目表【提出】</p>
公認会計士等の数 二級経理試験合格者数	<p>①資格者証又は合格証（※②-3イの場合を除いて毎年度必要です）</p> <p>②-1 公認会計士については、公認会計士法第28条の規定による研修を受講したことを証するもの</p> <p>②-2 税理士については、所属税理士会が認定する研修を受講したことを証するもの</p> <p>②-3 登録経理士試験に合格した者については、要件を満たすことを証するもの ア 登録経理士試験に合格した者であって合格した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して5年を経過しない者 →資格者証又は合格証 イ 登録経理講習を受講した者であって、受講した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して5年を経過しない者 →講習の受講修了証</p> <p>③常勤性が確認できる書類（「技術職員名簿」の確認書類参照）</p>
研究開発費	○規則別記様式第17号の2による注記表(会計監査人設置会社のみ)
建設機械の所有及びリース台数	<p>①対象機種を確認するための書類 別紙確認様式1「建設機械の保有状況一覧表」【提出】</p> <p>②保有状況を確認するための書類</p> <p>○自社所有の場合 (i) 償却資産（固定資産）申告書及び種類別明細書（市町村受付印のあるもの） (ii) 売買・譲渡契約書又は道路運送車両法第33条に基づく譲渡証明書</p> <p>○リース・レンタル契約の場合 リース・レンタル契約書</p> <p>注意：審査基準日から1年7ヶ月以上契約期間が残っていることが必要です。但し、契約書面に自動更新できる旨の条項が明記されている場合は、上記確認様式1にある誓約書欄に記名することにより、1年7ヶ月未満でも評価対象となります。</p> <p>また、契約書面に自動更新できる旨の条項が明記されていない場合でも、賃借人がリース契約期間満了後、買い取るか、更新するか等を選択できる条項がある場合も同様に上記確認様式1にある誓約書欄に記名することにより、1年7ヶ月未満でも評価対象となります。</p> <p>なお、契約書面にリース契約満了後、買い取りや自動更新等の条項がない場合については、賃借人がリース契約終了後直ちに建設機械を買い取るなど、将来にわたって建設機械を保有している状態が変わらないと認められるときは、賃借人と賃貸人による所有権移転やリース契約延長等の誓約により評価対象とします。この場合、上記確認様式1に加え、両者が記名している書面（様式は任意）を提出していただく必要があります。</p> <p>※納品書、出庫伝票等は不可。</p>

監査の受審状況	<p>○会計監査人設置の場合 有価証券報告書又は監査証明書【提出】</p> <p>○会計参与設置の場合 会計参与報告書【提出】</p> <p>○経理処理の適正を確認した書類の提出の場合 自社の常勤している従業員のうち、公認会計士であって公認会計士法第28条の規定による研修を受講した者、税理士であって所属税理士会が認定する研修を受講した者又は1級登録経理士試験に合格した者で要件（注2）を満たす者が作成した経理処理の適正を確認した旨の書類及び確認項目表【原本提出】</p>
公認会計士等の数 二級経理試験合格者数	<p>①資格者証又は合格証 ※毎年度必要です。</p> <p>②-1 公認会計士については、公認会計士法第28条の規定による研修を受講したことを証するもの</p> <p>②-2 税理士については、所属税理士会が認定する研修を受講したことを証するもの</p> <p>②-3 登録経理士試験に合格した者については、要件（注2）を満たすことを証するもの</p> <p>③常勤性が確認できる書類（「技術職員名簿」の確認書類参照）</p>
研究開発費	○規則別記様式第17号の2による注記表(会計監査人設置会社のみ)
建設機械の所有及びリース台数	<p>①対象機種を確認するための書類 別紙確認様式1「建設機械の保有状況一覧表」【提出】</p> <p>②保有状況を確認するための書類</p> <p>○自社所有の場合 (i) 償却資産（固定資産）申告書及び種類別明細書（市町村受付印のあるもの） (ii) 売買・譲渡契約書又は道路運送車両法第33条に基づく譲渡証明書</p> <p>○リース・レンタル契約の場合 リース・レンタル契約書</p> <p>注意：審査基準日から1年7ヶ月以上契約期間が残っていることが必要です。但し、契約書面に自動更新できる旨の条項が明記されている場合は、上記確認様式1にある誓約書欄に記名することにより、1年7ヶ月未満でも評価対象となります。</p> <p>また、契約書面に自動更新できる旨の条項が明記されていない場合でも、賃借人がリース契約期間満了後、買い取るか、更新するか等を選択できる条項がある場合も同様に上記確認様式1にある誓約書欄に記名することにより、1年7ヶ月未満でも評価対象となります。</p> <p>なお、契約書面にリース契約満了後、買い取りや自動更新等の条項がない場合については、賃借人がリース契約終了後直ちに建設機械を買い取るなど、将来にわたって建設機械を保有している状態が変わらないと認められるときは、賃借人と賃貸人による所有権移転やリース契約延長等の誓約により評価対象とします。この場合、上記確認様式1に加え、両者が記名している書面（様式は任意）を提出していただく必要があります。</p> <p>※納品書、出庫伝票等は不可。</p>

	<p>注意</p> <ul style="list-style-type: none"> ・共有名義のものは認められません。 ・兼業としてリース、レンタル会社を営む場合、賃貸目的で所有している建設機械は認められません。賃貸目的以外の建設機械のみを評価対象とします。 <p>③建設機械が正常に稼働することを確認するための書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ ダンプ車（公道走行可能かつ土砂の運搬が可能なもの） <ul style="list-style-type: none"> ○ 自動車検査証 ※ 検査証記載の「初年度登録年月」が審査基準日以前のもので、かつ審査基準日が検査証記載の「有効期限の満了する日」以前のもの ※ 備考欄に、事業の種類「建」または「営〇〇〇〇（建）」と国土交通大臣から指定を受けた表示番号がなくても加点対象となります。 ※ 備考欄に、土砂の運搬を禁止する旨の記載がある場合は加点対象になりません。 ※ 電子車検証の場合は、自動車検査記録事項も併せて添付してください。 ◇ 移動式クレーン <ul style="list-style-type: none"> ○ 移動式クレーン検査証 ※ 審査基準日が検査証記載の有効期間内のもの ◇ その他の建設機械 <ul style="list-style-type: none"> ○ 特定自主検査記録表 ※ 審査基準日以前1年以内のもの <p>※ 上記確認書類①、②、③は、すべて必要です。ただし、③の自動車検査証で所有を確認できる場合には、②は省略可能です。</p> <p>※ また、②の自社所有の場合は、(i)の書面で確認します。</p> <p>※ (i)の書面で確認できない場合は、(ii)の書面で確認します。</p>
<p>エコアクション21の認証の有無</p>	<p>○一般財団法人持続性推進機構による「認証・登録証」</p> <p>※審査基準日が認定・登録日以降であり、有効期限以前であること</p> <p>注意</p> <ul style="list-style-type: none"> ・営業所が複数ある場合は、許可を受けたすべての営業所が認証範囲に含まれていること。 ・認定範囲が建設業に関連すると認められる場合が対象となります。
<p>ISO9001の認証の有無</p>	<p>○国際標準化機構（ISO）第9001号の規格により登録されていることを証明する書類（付属書含む）</p> <p>注意</p> <ul style="list-style-type: none"> ・営業所が複数ある場合は、許可を受けたすべての営業所が認証範囲に含まれていること。 ・ISOの認証範囲が建設業に関連すると認められる場合が対象となります。
<p>ISO14001の認証の有無</p>	<p>○国際標準化機構（ISO）第14001号の規格により登録されていることを証明する書類（付属書含む）</p> <p>注意</p> <ul style="list-style-type: none"> ・営業所が複数ある場合は、許可を受けたすべての営業所が認証範囲に含まれていること。 ・ISOの認証範囲が建設業に関連すると認められる場合が対象となります。
<p>(5) 技術職員名簿</p>	<p>①監理技術者</p> <p>「監理技術者資格者証(写)」及び「監理技術者講習修了証(写)」</p>

	<p>注意</p> <ul style="list-style-type: none"> ・共有名義のものは認められません。 ・兼業としてリース、レンタル会社を営む場合、賃貸目的で所有している建設機械は認められません。賃貸目的以外の建設機械のみを評価対象とします。 <p>③建設機械が正常に稼働することを確認するための書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ ダンプ車（公道走行可能かつ土砂の運搬が可能なもの） <ul style="list-style-type: none"> ○ 自動車検査証 ※ 検査証記載の「初年度登録年月」が審査基準日以前のもので、かつ審査基準日が検査証記載の「有効期限の満了する日」以前のもの ※ 備考欄に、事業の種類「建」または「営〇〇〇〇（建）」と国土交通大臣から指定を受けた表示番号がなくても加点対象となります。 ※ 備考欄に、土砂の運搬を禁止する旨の記載がある場合は加点対象になりません。 ◇ 移動式クレーン <ul style="list-style-type: none"> ○ 移動式クレーン検査証 ※ 審査基準日が検査証記載の有効期間内のもの ◇ その他の建設機械 <ul style="list-style-type: none"> ○ 特定自主検査記録表 ※ 審査基準日以前1年以内のもの <p>※ 上記確認書類①、②、③は、すべて必要です。ただし、③の自動車検査証で所有を確認できる場合には、②は省略可能です。</p> <p>※ また、②の自社所有の場合は、(i)の書面で確認します。</p> <p>※ (i)の書面で確認できない場合は、(ii)の書面で確認します。</p>
<p>エコアクション21の認証の有無</p>	<p>○一般財団法人持続性推進機構による「認証・登録証」</p> <p>※審査基準日が認定・登録日以降であり、有効期限以前であること</p> <p>注意</p> <ul style="list-style-type: none"> ・営業所が複数ある場合は、許可を受けたすべての営業所が認証範囲に含まれていること。 ・認定範囲が建設業に関連すると認められる場合が対象となります。
<p>ISO9001の認証の有無</p>	<p>○国際標準化機構（ISO）第9001号の規格により登録されていることを証明する書類（付属書含む）</p> <p>注意</p> <ul style="list-style-type: none"> ・営業所が複数ある場合は、許可を受けたすべての営業所が認証範囲に含まれていること。 ・ISOの認証範囲が建設業に関連すると認められる場合が対象となります。
<p>ISO14001の認証の有無</p>	<p>○国際標準化機構（ISO）第14001号の規格により登録されていることを証明する書類（付属書含む）</p> <p>注意</p> <ul style="list-style-type: none"> ・営業所が複数ある場合は、許可を受けたすべての営業所が認証範囲に含まれていること。 ・ISOの認証範囲が建設業に関連すると認められる場合が対象となります。
<p>(5) 技術職員名簿</p>	<p>①監理技術者</p> <p>「監理技術者資格者証(写)」及び「監理技術者講習修了証(写)」</p>

<p>(事前提出)</p> <p>※ 記載できる技術職員は、審査基準日前6か月を超え、恒常的雇用が必要です。</p> <p>※ 雇用している職員の常勤性が認められる賃金は、月額80,000円以上です。</p> <p>ただし、個人事業主の親族(同一生計等)で、所得税確定申告書の「事業専従者」欄に記載のある方はこの限りではありません。</p> <p>なお、労働関係法令の規定に違反している場合、技術職員としての評価の対象外となります。</p> <p>※ 記載順については、生年月日順(年長者→年少者)で記載いただくようご協力願います。</p> <p>※ 右記確認書類の内、①、②、③、④、⑦は該当する場合のみ必要です。</p> <p>また、①、②、③のいずれかに該当する場合は、④及び⑤が必要です。</p>	<p>②基幹技能者 「登録基幹技能者講習修了証(写)」</p> <p>③その他の技術者 技術職員の資格を証する書類(写) ※ 事前に「入札参加資格審査申請書第5号(和歌山県内建設業者)」や許可申請時の届出により県が資格者証等を確認済みであれば不要</p> <p>④常勤性が確認できる書類 ・健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書等 ・雇用保険被保険者資格喪失届・氏名変更届(様式第4号)と賃金台帳(写)(注3) ・雇用保険に加入できない場合は、住民税特別徴収税額を通知する書面、賃金台帳(写)、源泉徴収簿等 ・所得税確定申告書の「事業専従者」に該当する場合は、申告書の第一表と第二表(写)</p> <p>⑤6ヶ月を超える雇用の確認(注4) ・事業所の名称が記載された健康保険証(写)。事業所の名称の記載が無い場合は、健康保険組合理事長による資格証明書(資格取得日及び基準日での資格が証明できること) ・雇用保険被保険者資格取得等確認通知書 ・住民税特別徴収税額を通知する書面(雇用保険に加入できない場合のみ) ・賃金台帳(写)等(社会保険及び雇用保険に加入できない場合のみ)</p> <p>※ ④と⑤の両方が必要です。</p> <p>⑥審査対象年において新規に技術者になった方の確認(該当者のみ) ※ 「審査対象年」とは、経営事項審査を申請する日の属する事業年度の開始日の直前1年のこと 前回受審していない場合または前回の審査基準日が今回の審査基準日の前年同日でない場合は、審査対象年に新規に技術者となったことがわかる書面 例：雇用保険被保険者資格喪失届・氏名変更届、賃金台帳(写)、源泉徴収簿、技術職員の資格を証する書面等</p> <p>⑦高齢者雇用安定法の継続雇用制度対象者 ※該当者のみ ・常時10人以上の労働者を使用する会社の場合は、継続雇用制度について定めた労働基準監督署の受付印のある就業規則。(なお、別記様式第3号の対象技術職員名簿は提出書類です。)</p>
--	--

(注1)
申請内容により、別途追加資料を提出していただく場合があります。
新規に受審する場合、「完成工事高」及び「工事経歴書」については、2年平均選択の場合は2年分、3年平均を選択の場合は3年分必要です。

(注2)
電子契約とは、電子署名及び認証業務に関する法律及びその他関係書類に基づく、電子署名を利用した契約書をいいます。「原本性証明に関する書類」とは、契約の当事者でない第三者が電子契約書類の原本性を証明する証明書類をいいます。証明書類の取得に要する費用は申請者のご負担願います。

(注3)
審査基準日以降に退職している者は、
・雇用保険被保険者資格取得等確認通知書(事業主通知用)
・離職票
・賃金台帳 等で確認します。

<p>(事前提出)</p> <p>※ 記載できる技術職員は、審査基準日前6か月を超え、恒常的雇用が必要です。</p> <p>※ 雇用している職員の常勤性が認められる賃金は、月額80,000円以上です。</p> <p>ただし、個人事業主の親族(同一生計等)で、所得税確定申告書の「事業専従者」欄に記載のある方はこの限りではありません。</p> <p>なお、労働関係法令の規定に違反している場合、技術職員としての評価の対象外となります。</p> <p>※ 記載順については、生年月日順(年長者→年少者)で記載いただくようご協力願います。</p> <p>※ 右記確認書類の内、①、②、③、④、⑦は該当する場合のみ必要です。</p> <p>また、①、②、③のいずれかに該当する場合は、④及び⑤が必要です。</p>	<p>②基幹技能者 「登録基幹技能者講習修了証(写)」</p> <p>③その他の技術者 技術職員の資格を証する書類(写) ※ 事前に「入札参加資格審査申請書第5号(和歌山県内建設業者)」や許可申請時の届出により県が資格者証等を確認済みであれば不要</p> <p>④常勤性が確認できる書類 ・健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書等 ・雇用保険被保険者資格喪失届・氏名変更届(様式第4号)と賃金台帳(写)(注3) ・雇用保険に加入できない場合は、住民税特別徴収税額を通知する書面、賃金台帳(写)、源泉徴収簿等 ・所得税確定申告書の「事業専従者」に該当する場合は、申告書の第一表と第二表(写)</p> <p>⑤6ヶ月を超える雇用の確認(注4) ・事業所の名称が記載された健康保険証(写)。事業所の名称の記載が無い場合は、健康保険組合理事長による資格証明書(資格取得日及び基準日での資格が証明できること) ・雇用保険被保険者資格取得等確認通知書 ・住民税特別徴収税額を通知する書面(雇用保険に加入できない場合のみ) ・賃金台帳(写)等(社会保険及び雇用保険に加入できない場合のみ)</p> <p>※ ④と⑤の両方が必要です。</p> <p>⑥審査対象年において新規に技術者になった方の確認(該当者のみ) ※ 「審査対象年」とは、経営事項審査を申請する日の属する事業年度の開始日の直前1年のこと 前回受審していない場合または前回の審査基準日が今回の審査基準日の前年同日でない場合は、審査対象年に新規に技術者となったことがわかる書面 例：雇用保険被保険者資格喪失届・氏名変更届、賃金台帳(写)、源泉徴収簿、技術職員の資格を証する書面等</p> <p>⑦高齢者雇用安定法の継続雇用制度対象者 ※該当者のみ ・常時10人以上の労働者を使用する会社の場合は、継続雇用制度について定めた労働基準監督署の受付印のある就業規則。(なお、別記様式第3号の対象技術職員名簿は提出書類です。)</p>
--	--

(注1)
申請内容により、別途追加資料を提出していただく場合があります。
新規に受審する場合、「完成工事高」及び「工事経歴書」については、2年平均選択の場合は2年分、3年平均を選択の場合は3年分必要です。

(注2)
加点対象となる登録経理試験合格者は次のいずれかに該当する者です。
① 審査基準日が令和5年3月31日までの間に限り平成29年3月31日以前に登録経理士試験に合格した者
② 登録経理士試験に合格した者であって合格した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して5年を経過しない者
③ 登録経理講習を受講した者であって、受講した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して5年を経過しない者
④ 登録経理士試験に合格した者を対象に当該者の知識の向上を目的として(一財)建設業振興基金が実施する講習を受講した者であって受講した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して5年を経過しない者

(注3)
審査基準日以降に退職している者は、
・雇用保険被保険者資格取得等確認通知書(事業主通知用)
・離職票
・賃金台帳 等で確認します。

登録経営状況分析機関

国土交通大臣の登録を受けた登録経営状況分析機関は次のとおりです。
登録経営状況分析機関は、追加・廃止されることがありますので、最新情報は、国土交通省のホームページをご覧ください。
(http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000091.html)

《登録経営状況分析機関一覧》

(平成30年4月現在)

登録番号	機関の名称	事務所の所在地	電話番号
1	(一財)建設業情報管理センター	東京都中央区日本橋大伝馬町14番1号 住友生命日本橋大伝馬町ビル5階	03-6661-6622
2	(株)マネージメント・データ・リサーチ	熊本県熊本市中央区京町2-2-37	096-278-8330
4	ワイズ公共データシステム(株)	長野県長野市田町2120-1	026-232-1145
5	(株)九州経営情報分析センター	長崎県長崎市今博多町22	095-811-1477
7	(株)北海道経営情報センター	北海道札幌市白石区東札幌一条4-8-1	011-820-6111
8	(株)ネットコア	栃木県宇都宮市鶴田2-5-24	028-649-0111
9	(株)経営状況分析センター	東京都大田区大森西3-31-8	03-5753-1588
10	経営状況分析センター西日本(株)	山口県宇部市北琴芝1-6-10	0836-38-3781
11	(株)NKB	福岡県北九州市小倉北区重住3-2-12	093-982-3800
22	(株)建設業経営情報分析センター	東京都立川市柴崎町2-17-6	042-505-7533

経営状況分析の申請の時期及び方法は、それぞれの経営状況分析機関にお問い合わせください。

登録経営状況分析機関

国土交通大臣の登録を受けた登録経営状況分析機関は次のとおりです。
登録経営状況分析機関は、追加・廃止されることがありますので、最新情報は、国土交通省のホームページをご覧ください。
(http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000091.html)

《登録経営状況分析機関一覧》

(平成30年4月現在)

登録番号	機関の名称	事務所の所在地	電話番号
1	(一財)建設業情報管理センター	東京都中央区築地2-11-24	03-5565-6131
2	(株)マネージメント・データ・リサーチ	熊本県熊本市中央区京町2-2-37	096-278-8330
4	ワイズ公共データシステム(株)	長野県長野市田町2120-1	026-232-1145
5	(株)九州経営情報分析センター	長崎県長崎市今博多町22	095-811-1477
7	(株)北海道経営情報センター	北海道札幌市白石区東札幌一条4-8-1	011-820-6111
8	(株)ネットコア	栃木県宇都宮市鶴田2-5-24	028-649-0111
9	(株)経営状況分析センター	東京都大田区大森西3-31-8	03-5753-1588
10	経営状況分析センター西日本(株)	山口県宇部市北琴芝1-6-10	0836-38-3781
11	(株)NKB	福岡県北九州市小倉北区重住3-2-12	093-982-3800
22	(株)建設業経営情報分析センター	東京都立川市柴崎町2-17-6	042-505-7533

経営状況分析の申請の時期及び方法は、それぞれの経営状況分析機関にお問い合わせください。

削除(別途HPに掲載)

14. 業種別技術職員コード表

「1画」・・・1点(実務経験3年)、「10」・・・1点(実務経験0年)については、令和6年7月1日以前に審査基準日を超える申請から適用

Table with columns for code (e.g., 0001, 0002), job title (e.g., 1級建築師), and a grid of points (01-39) for different experience levels. Includes a legend for '実務経験の種別' (Type of Practical Experience).

※ 平成27年度以前に合格した土木施工管理技士、建築施工管理技士が解体工事業の加点对象となるためには、登録解体工事講習の修了又は解体工事業に関する1年以上の実務経験を有することが必要

(参 考 2)

「審査基準以前に6ヶ月を超える恒常的な雇用関係」の期間計算の取り扱いについて

1 「審査基準以前に6ヶ月を超える恒常的な雇用関係」の期間計算は以下のとおりです。

- (1) 「起算日」とは審査基準日の前日のこととする。
- (2) 「6ヶ月前」とは起算日の6ヶ月前の月の当日の翌日のこととする。
ただし、当日が存在しない場合には翌月の初日のこととする。
- (3) 「6ヶ月と1日前」とは6ヶ月前の前日のこととする。

2 審査基準日（決算日）から6ヶ月と1日以前から恒常的な雇用関係のある技術者を評価対象とします。代表的な審査基準日等での各該当日は下記のとおりです。

審査基準日	起算日	6ヶ月前	6ヶ月と1日前
令和5年10月31日	令和5年10月30日	令和5年5月1日	令和5年4月30日
令和5年11月30日	令和5年11月29日	令和5年5月30日	令和5年5月29日
令和5年12月31日	令和5年12月30日	令和5年7月1日	令和5年6月30日
令和6年1月31日	令和6年1月30日	令和5年7月31日	令和5年7月30日
令和6年2月29日	令和6年2月28日	令和5年8月29日	令和5年8月28日
令和6年3月31日	令和6年3月30日	令和5年10月1日	令和5年9月30日
令和6年4月30日	令和6年4月29日	令和5年10月30日	令和5年10月29日
令和6年5月31日	令和6年5月30日	令和5年12月1日	令和5年11月30日
令和6年6月30日	令和6年6月29日	令和5年12月30日	令和5年12月29日
令和6年7月31日	令和6年7月30日	令和6年1月31日	令和6年1月30日
令和6年8月31日	令和6年8月30日	令和6年3月1日	令和6年2月29日
令和6年9月30日	令和6年9月29日	令和6年3月30日	令和6年3月29日
令和6年10月31日	令和6年10月30日	令和6年5月1日	令和6年4月30日
令和6年11月30日	令和6年11月29日	令和6年5月30日	令和6年5月29日
令和6年4月1日	令和6年3月31日	令和5年10月1日	令和5年9月30日
令和6年10月1日	令和6年9月30日	令和6年3月31日	令和6年3月30日
令和6年6月15日	令和6年6月14日	令和5年12月15日	令和5年12月14日

(参 考 3)

高齢者雇用安定法の継続雇用制度について

高齢者雇用安定法の継続雇用制度とは、現に雇用している高齢者が希望するときは、当該高齢者を定年後（65歳以下の者に限る。）も引き続き雇用する制度です（高齢者等の雇用の安定等に関する法律第9条第1項第2号）。

当該制度の対象者については、雇用期間が限定されていても常時雇用されているとみなし、技術職員として評価対象に含みます。この場合、継続雇用制度の適用を受けている技術職員名簿（国交省別記通知様式第3号）を併せて提出願います。

(参 考 2)

「審査基準以前に6ヶ月を超える恒常的な雇用関係」の期間計算の取り扱いについて

1 「審査基準以前に6ヶ月を超える恒常的な雇用関係」の期間計算は以下のとおりです。

- (1) 「起算日」とは審査基準日の前日のこととする。
- (2) 「6ヶ月前」とは起算日の6ヶ月前の月の当日の翌日のこととする。
ただし、当日が存在しない場合には翌月の初日のこととする。
- (3) 「6ヶ月と1日前」とは6ヶ月前の前日のこととする。

2 審査基準日（決算日）から6ヶ月と1日以前から恒常的な雇用関係のある技術者を評価対象とします。代表的な審査基準日等での各該当日は下記のとおりです。

審査基準日	起算日	6ヶ月前	6ヶ月と1日前
令和4年10月31日	令和4年10月30日	令和4年5月1日	令和4年4月30日
令和4年11月30日	令和4年11月29日	令和4年5月30日	令和4年5月29日
令和4年12月31日	令和4年12月30日	令和4年7月1日	令和4年6月30日
令和5年1月31日	令和5年1月30日	令和4年7月31日	令和4年7月30日
令和5年2月28日	令和5年2月27日	令和4年8月28日	令和4年8月27日
令和5年3月31日	令和5年3月30日	令和4年10月1日	令和4年9月30日
令和5年4月30日	令和5年4月29日	令和4年10月30日	令和4年10月29日
令和5年5月31日	令和5年5月30日	令和4年12月1日	令和4年11月30日
令和5年6月30日	令和5年6月29日	令和4年12月30日	令和4年12月29日
令和5年7月31日	令和5年7月30日	令和5年1月31日	令和5年1月30日
令和5年8月31日	令和5年8月30日	令和5年3月1日	令和5年2月28日
令和5年9月30日	令和5年9月29日	令和5年3月30日	令和5年3月29日
令和5年10月31日	令和5年10月30日	令和5年5月1日	令和5年4月30日
令和5年11月30日	令和5年11月29日	令和5年5月30日	令和5年5月29日
令和5年4月1日	令和5年3月31日	令和4年10月1日	令和4年9月30日
令和5年10月1日	令和5年9月30日	令和5年3月31日	令和5年3月30日
令和5年6月15日	令和5年6月14日	令和4年12月15日	令和4年12月14日

(参 考 3)

高齢者雇用安定法の継続雇用制度について

高齢者雇用安定法の継続雇用制度とは、現に雇用している高齢者が希望するときは、当該高齢者を定年後（65歳以下の者に限る。）も引き続き雇用する制度です（高齢者等の雇用の安定等に関する法律第9条第1項第2号）。

当該制度の対象者については、雇用期間が限定されていても常時雇用されているとみなし、技術職員として評価対象に含みます。この場合、継続雇用制度の適用を受けている技術職員名簿（国交省別記通知様式第3号）を併せて提出願います。